

令和6年度 第2回入札監視委員会議事概要

日 時 : 令和6年11月18日(月) 10時00分～11時45分
場 所 : 四街道市役所 4階 会議室
出席者 : 委員等 中尾宏委員長、田中孝一委員、廣田稔委員
事務局 契約課長他契約課職員2名
発注課 各抽出案件発注課長及び担当職員

【概 要】

1. 開会

委員長あいさつ

2. 議題

1) 入札・契約手続の実施状況について

① 入札等契約手続状況報告(令和6年度上半期)

- ・事務局より令和6年4月1日から令和6年9月30日の間に契約課で執行した発注方法・業種別契約件数を報告

② 抽出事業の審議

抽出事業1 1. 四街道小こどもルーム建設工事

委 員 : 入札参加の申請資格確認ということで、3月12日から3月26日までに、この案件については8者の入札参加の意思を確認しているが、そのうちの7者が入札参加を辞退した期間はいつか。

契 約 課 : 入札書提出期間中の令和6年4月5日から4月8日の間である。

委 員 : 入札の開札日は令和6年4月8日となっているが、その日までに入札の辞退届が提出されているという理解でよろしいか。

契 約 課 : 入札書提出期間内に提出される。

委 員 : 辞退届が業者各位から提出された結果では、競争は成り立っていないのではないか。8者の入札参加申請があったにも関わらず、7者が辞退し結果的に1者のみの参加では、法律的な問題がなくとも、普通感覚で行くと競争入札が成立していないような気がする。

委員：入札公告などの情報は外部にどのような形式で公開をしているのか。

契約課：市役所内では、正面玄関前にある掲示板と旧庁舎においては契約課執務室入口前の掲示板で入札情報を公開している。また、市役所以外でも県内各市町村で利用している千葉県電子自治体共同運営協議会の入札情報サービス及び電子入札システムで入札に関する情報が確認できるので、業者各位はそれらの情報から入札に参加している。

委員：入札に関する内容等を業者向けに説明会など開催しているか。

契約課：特にしていない。

委員：入札についてはどこの業者が入札案件に対して興味を持っていることなどは互いに分からないということか。

契約課：そのとおりである。

委員：業者各位が入札参加申請の段階で、入札の具体的な内容が判明する仕組みにはなっているのか。

契約課：公告日の令和6年3月12日に公告書と併せて仕様書・設計書・要件等を公表掲載している。その時点で業者は入札申請を日程や設計図書等を確認し、入札参加をするか検討することとなる。

委員：入札に関する設計図書等を確認する中で入札参加の辞退等の判断を業者各位が実施したということか。

契約課：そのとおりである。

委員：納税者の目線から入札監視委員会に参加している。8者の入札参加申請者がいた中で実際1者のみの入札参加という結果を直接の担当者（保育課）はどのように考えているか。

保育課：事業者側からは設計額的に厳しく、採算が取りづらかったなどの話は聞いている。また参加申請はしたが設計図書等に関する質問に対する回答を踏まえ、入札を辞退したとも考えられる。積算担当課からは積算時点から入札の開札期間までの資材や労務単価等の高騰などの影響もあったのではないかと意見も聞いている。

委員：質問や回答というのは、公表されるのか。

契約課：業者名は伏せたうえで公表している。

委員：入札参加の辞退の理由がわかるような書類を求めた上で、入札の辞退を認めているのか。

契約課：辞退届には理由を記載したうえで提出となっている。また未入札のままの業者もいる。ペナルティーは特段設けていない。

委員：現実に入札申請をしているにもかかわらず、辞退に至る理由があったとしても、その内容が市として納得できるものであるかを含めて辞退理由を提出しないと今後、業者間で譲り合いのような事態になりかねない。参加申請をした時点で安易に辞退はできないような対策を練らないと、今後も同様のことが起きうる。業者に意識づけることも必要ではないか。

契約課：今後の検討課題になるかと思う。

委員：辞退の届出理由によっては、市の予定価格の設定に役立つことがあるかもしれない。また事例があれば今後の入札事務にも役立つ。

委員：辞退や未入札についてペナルティーはないが、その事実が残るので市民が見たときに納得ができるような記録の残し方の検討をお願いしたい。

委員：今回の備品購入に関してメーカーや銘柄等の具体的な指定はあったか。

危機管理室：保存期間など市が提示した仕様書等の内容を満たす内容であれば可としており、特に指定はしていない。

委員：備品の廃棄のサイクルはどの程度か。

危機管理室：5年である。廃棄のサイクルの最終年度に市内自治会の避難訓練等の機会を利用して提供や払い出し等を実施して、それでも余ったものは廃棄処分としている。

委員：廃棄以外の使い道は検討していないのか。

危機管理室：地域の避難訓練等での払い出しや、市内の障害者施設等に寄付してそこで使用して頂くといった形式を取っている。また一昨年から「クーリングシェルター」が市内各所に開設しているのでそこでも提供し活用している。それでも余ってしまっているものについて廃棄をお願いする。

委員：備蓄用飲料水の購入とあるが量にすると具体的にどの位か。

危機管理室：2リットルのボトル5400本、1リットルのボトル540本である。

委員：災害備品用品として四街道市民に提供するものとして考えると今回の量では足りないかと思うが市の全体のどのくらいの量を購入したのか。

危機管理室：前後は多少するが、毎年購入し平準化しており5年で入れ替えし1年分を入れ替えているので5分の1の量を今回購入している。

委員：前の案件でも担当者に確認をしたが、入札において公告や仕様書にある程度の情報が掲載されており、多くの業者がその公告を見て入札に参加しては結果的に辞退している。入札全体の進め方については疑問があり、業者各位がなぜ辞退したのかについての説明や検証も今後必要かと考えるが結果をそのように考えているか。

危機管理室：事業者とメーカーとの取引の上で仕様書の内容にあわないといったことは考えられる。また市場の変化も影響しているのではないかな。

契約課：辞退届に「積算が不可である」や「指定の水素イオン濃度の保存水の確保ができない」といった理由が記載されている。入札参加申請の時点では事業者はメーカーに在庫の確認はせず、手を挙げ、入札日時までに納品に関する状況を確認し状況が変わったことにより影響しているのではないかと考えている。

危機管理室：設計については、過去3年分の入札結果等を参考にしており、予定価格の90%前後で入札している事業者がある状況なので市況とかけ離れた価格ではないとみており、予定価格の設定方法は間違っていないと考える。

委員：今後の入札のあり方として、辞退を多く招いた理由の分析など検討願いたい。

委員：今回の備蓄用の用品は飲料水とのことだが、それらが廃棄されるのなら飲料水以外の用途として、例えば避難場所の井戸が枯れたときなどに廃棄予定だったものを災害時の生活用水として利用するなど、保存場所の問題等もあると思うが是非検討願いたい。

委員：保存場所として防災備蓄倉庫はいくつあるのか。

危機管理室：市内に4箇所ある。防災備蓄倉庫にはできるだけ新しいものを保存している。また災害時の生活用水については、各避難所に防災用の井戸を設置し基本的にその井戸で対応できると考えている。古いものを保管しておく場所の確保などの問題もあり廃棄している。

委員：たとえば施設としては使用できないが保管場所として利用できる建物などを利

用するなど検討いただきたい。

委員：近隣市町の備蓄用保存水購入の状況については把握しているか。

危機管理室：物品については特に把握していない。

委員：市民への情報提供にもつながることなのでご検討願いたい。

抽出事業3 5.5.市営住宅消火器購入

委員：今回の入札では対象の物品は何本購入をしたか。

建築課：76本である。

委員：市営住宅の一世帯当たり1本という計算でよいのか。

建築課：各階段室、例えば3階建てだと3箇所といったように住宅の形や住戸の数に合わせて設置している。

契約課：納入場所は市内7カ所の市営住宅である。

委員：消火器10年の使用期限を過ぎたものすべてを交換したのか。

建築課：使用期限を超えるものを交換の対象とした。

委員：市営住宅全部の消火器を購入したわけではないのか。

建築課：全部ではない。現在管理している消火器は購入した時期が異なるため、使用期限を迎えた消火器76本を購入している。

委員：入札結果をみるとかなり事業者で価格の開きがあるがなぜか。

建築課：事前の見積徴取した金額や建設物価の積算単価などを参考に予定価格を設定した。結果として入札価格に開きが出ており、企業努力の範疇ではないかとみている。

委員：特注品か何か特別の仕様になっているのか。

建築課：そうではない。

委員：入札価格に開きが出ているのは何かしらの理由や見積時の内容に問題がなかったか、予算担当課はどのように考えているか。

建築課：市中の価格の情勢を踏まえたところだが、予想よりも安くなるとは予想していなかった。業者側がもともとの在庫を利用したのか、76本という大量の購入によって価格が安くなったのか、様々な要因が考えられる。今年は購入本数が多いが、各年度で本数に差があるのでここまで安くはならないと考える。今後は事前の見積業者を増やすなどの対策をしていきたい。

委員：他の近隣自治体との情報交換等は実施しているのか。

建築課：していない。今後、市営住宅に関する連絡協議会があるので、その会合等の機会を利用して情報交換はできそうである。

委員：事前に見積等を徴取した業者は入札に参加したのか。

建築課：参加している。入札結果を踏まえても多くの業者が参加しており、業者各位の企業努力の結果が表れた。

委員：消火器の種類はどのような火災にも対応できるものか。

建築課：規格は蓄圧式ABC粉末消火器10型であり、油等すべてに対応できるものになる。規格は国の指定があるため、それに準じている。

委員：使用期限を過ぎた消火器は廃棄せず、たとえば訓練などで使用することはできないのか。金額は少額だが使わずに廃棄というのは市民目線から見て気になるところである。

建築課：現在の消防訓練は消火器に水を入れて使用している。そのままでは薬剤のため

使用はできない。そのため交換・回収としている。

抽出事業4 36. 庁舎電話設備保守管理委託

委 員：庁舎電話設備の製造者であることから保守点検委託等もここ以外ではできないという理由で随意契約をしたということは理解ができる。この保守管理は電話設置導入の時点でわかっていることなのになぜ保守点検を別契約としたのか。

管 財 課：現在使用している電話交換機、中継器、内線電話機はリース契約により使用をしている。あくまでもリースのみの費用のため、それに付随する電話交換機のシステムの内容更新、データの設定の変更等については、別途委託で保守点検管理委託として発注をしている。

委 員：リース契約の中に保守委託等の契約も入れることを検討しなかったのか。

管 財 課：市の予算の都合上、庁舎電話設備等のリース契約と保守点検等の委託契約は分けて実施することになっている。また、庁舎電話設備等のリース契約は、5年間程度の減価償却によって、設備の価値等が下がることによる再リースが予想されるが、保守点検に関する契約の必要性は別であり、それぞれで実施することになる。

委 員：今後も庁舎電話設備等の再リースを検討しているのか。

管 財 課：市のリース契約は5年間で減価償却、償却期間が終了し、6年目以降は10分の1程度で契約ができる。ただし保守点検は人件費が含まれることから費用は下らない。そういった理由から市としてはあくまでもリースと委託は別で契約している。

委 員：施設設備に関してのリースとレンタルの基準はあるのか

管 財 課：一般的にリースした会社でないと保守点検ができないので同じ事業者になってしまうというのが現状である。

委 員：BCPの観点からも、今後当該業者以外での再リースは検討しているか。

管 財 課：特にしていない。部品の供給等の観点からも長い目で見て当該業者との関係性を持たせた方がよいと考えている。

委 員：業務を長期間で依頼する等の判断はどこが担っているのか。

契 約 課：担当課が判断して、契約課において指名業者選定審査会に諮り決定をしている。

委 員：現実としてこの当該業者以外には履行できないにも関わらず、毎年度業務を改めて依頼しているのはなぜか。

管 財 課：人件費等の変動するコストがあるため、契約更新の実施も含めた観点から業務を依頼している。

委 員：5年などのある程度の期間をまとめた依頼はできないのか。

管 財 課：人件費等の変動するコストがあるために、単年度の依頼をしている。

委 員：当該業者と最初に契約を交わしたのは遡っていつからの契約となっているのか。

管 財 課：10年程度の期間は承知しているが、それ以前のことは不明である。市役所庁舎移転前後の作業や市の他施設でいうと第二庁舎や保健センターとの連携を踏まえても、当該業者との契約となる。

委 員：初期の導入や契約については慎重に事務等を取り扱っても、結果的にコストが高止まりとなってしまうように留意して頂きたいが、何か対策のような

ものは実施しているか。

管 財 課：コスト等に反映できるよう、従来と共通の部品等をあらかじめ指定するといった対策をしている。

委 員：保守点検については、時代の流れで実際コードレスになった場合、機械が変わってくると容易にできる気がする。

管 財 課：今回、新庁舎移転に向けてコードレスも検討したが、個人情報を取り扱う観点から有線に対応している。

委 員：今後、保守点検業務の内容に左右されないような契約等のあり方に留意願いたい。

委 員：どこかのタイミングで随意契約に拘らない契約の相手方の選定や見直しについて検討、見直しを願いたい。また他自治体の状況調査や情報交換は実施しているのか。

管 財 課：近隣市町村の動向調査を行い、契約課に依頼している。

抽出事業5 7 1. 新庁舎エレベーター保守管理委託

委 員：新市庁舎用ということもあって、70万円弱と比較的安価になっているが、2年目以降について上昇する恐れがあるのか。

管 財 課：保守管理委託にはフルメンテナンス契約とPOG契約という2種類の契約方法があり、今回の新庁舎で採用しているのはフルメンテナンス契約という管理の方法で具体的には定期的な点検保守に加え、機器の摩耗や劣化を予測して最良の状態で維持するための部品交換や修繕など、予防的な保全も含んでいる。また、365日24時間遠隔監視によって機器の状態を監視し、異常受信した際には技術者を派遣し、専門部品調達を行い、対応するという内容の契約である。

もう一つはPOG契約といい、簡易的な管理で油を差し、点検を行って清掃する簡単な消耗品だけ交換するような契約である。

フルメンテナンス契約だと価格の上昇はなく一定の価格で次年度からでもいいける。

なおかつ点検の中で、いろいろ未然に部品交換が可能であり、長期的に考え、急な故障というトラブルが起これないともてフルメンテナンス契約を採用している。

委 員：金額は今回の金額で継続されるということでもいいのか。

管 財 課：今回は1年分ではなく、令和6年9月から令和7年3月の期間であり、契約相手側の好意による優遇面も含まれているので、来年度以降は予定価格の上昇があるかもしれない。

委 員：来年度は一般競争になるのか。

管 財 課：フルメンテナンス管理は、メーカーでしか行えない。例えば、POG契約で締結すると安いと2度とそのフルメンテナンス契約に戻れない。エレベーターは常時稼働しているのである程度費用は発生してもフルメンテナンスが必要と考える。またフルメンテナンスは他の業者に切り替えることは困難である。

委 員：近隣市町村の状況は確認をしているか。

管 財 課：成田市、印西市は随意契約である。佐倉市はプロポーザル方式を採用している。

委 員：市民に対しての説明の観点からも、他自治体の同様の事例も参考とし、来年度以降について検討をお願いしたい。

③ 指名停止の運用状況について

- ・事務局より、令和6年度上半期について説明

3. その他

- ・令和6年度上半期の再苦情申立てなし

4. 閉会